

川口市立高等学校令和7年度海外短期留学仕様書

1 業務名称

川口市立高等学校令和7年度海外短期留学の企画提案及び実施業務

2 履行期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

3 事業目的

ホームステイや各種研修プログラムを通じて、異国での生活を体験するとともに、現地の学生との交流や現地の歴史・文化などに触れることで、多様性を尊重する態度を育み、グローバル社会で主体的に活躍できる人材を育成することを目的とする。

4 業務概要

- (1) 事業全般の実施に係る全体計画の企画立案（実施計画書の作成を含む）及び実施
- (2) 実施期間中の現地対応者、宿泊施設、移動手段及び訪問施設等確保及び調整
- (3) 語学研修及び交流プログラムなどの企画立案及び実施（現地における運営体制の確保及び運営業務全般）
- (4) 事前及び事後研修の企画提案及び実施
- (5) 事業全般の実施に係る危機管理全般、トラブル等への対応・処理及び相談
- (6) 事業全般の実施に係る諸手続及び精算業務など
- (7) 教職員及び生徒、保護者等への事前説明及び各種資料の作成・提供
- (8) 実施期間中の一般的な安全確保、健康管理

5 業務の条件

- (1) 対象年次
令和7年度川口市立高等学校1、2年次生徒
- (2) 旅行期日
令和7年7月28日（月）から8月17日（日）までの期間のうち
「5（3）」に示す期間
- (3) 旅行日数
「5（2）」に示す期間のうちプランA（10日間）、プランB（12日間）、プランC（14日間）の3プランを設定し提案すること。なお、そのうち最大2泊分の宿泊については日本とオーストラリア間往復の航空機による移動（機内泊）に充てることは差し支えない。
プランA 9泊10日（機内及びホームステイの合計8泊、ホテル1泊）
プランB 11泊12日（機内及びホームステイの合計10泊、ホテル1泊）
プランC 13泊14日（機内及びホームステイの合計12泊、ホテル1泊）
- (4) 目的地 オーストラリア（※訪問地及び滞在地の方面は指定しない）
- (5) 予定人数
22人（生徒20人、引率教員2人）
※上記人数以外に、最大32名（生徒30名、引率教員2名）での実施とした場合の見

積書を作成し、別途添付すること。

※各プランの最少催行人数を明記すること。

(6) 旅行費用

- (1)企画提案時における生徒 1 人当たりの旅行費用の上限額は定めないが、国内の経済状況を踏まえ、保護者負担の軽減に十分配慮した金額とすること。なお、レートの変動に伴う旅行費用総額の変更に対しては、受託者確定後、オーストラリアドルのレート変動状況を勘案し、改めて調整することとする。また、見積書作成の際のレートはオーストラリアドル(1ドル98円)として日本円で算出・記載すること。
- (2)上記「3 事業目的」及び「5 (3) 旅行日数」を実現するとともに、可能な限り保護者の負担軽減に配慮したプランとすること。
- (3)経費には、交通費、宿泊費、食事代、施設見学科、添乗費などの諸費用及び消費税等の諸税、留学に係るすべての旅行費用を含むものとする。
- (4)引率教員 2 名分の経費は生徒分とは別に見積書を作成すること。
- (5)生徒の参加人数によって費用が変動する場合は、参加人数ごとに分けて見積書を作成すること。
- (6)事情によりキャンセルする場合のキャンセル料の発生期間と料金について、自己都合による場合と社会事情等の影響による場合とに区別して記載すること。

6 企画全般について

次に掲げる全ての事項が達成できる企画とすること。

- (1)日本とオーストラリア間の航空機による長時間移動に伴い、現地での効果的な研修期間及び機会を確保するため、往復の航空機移動を深夜から早朝時刻のフライト(機内泊)とすることが望ましい。
- (2)現地における宿泊先はホームステイを原則とし、現地最終宿泊日のみホテル泊とする。
- (3)ホームステイ先のホストファミリー選定に当たっては、1家庭につき何名の生徒が受け入れ可能かを確認し、明記すること。また、食物アレルギーや宗教上の制約を持つ生徒等に対応した個別メニューの提供が可能であること。
- (4)現地コーディネーターが本校生徒を対象とした訪問校における語学研修を企画運営すること。なお、企画運營業務には語学研修を実施するために必要な時間や場所の確保等を含むこととする。
- (5)語学研修とは別に、現地の高校生や大学生等との交流プログラム(グループディスカッションや文化交流など)を企画運営すること。
- (6)オーストラリアならではの自然や文化に触れることができる観光や体験プログラムを企画運営すること。
- (7)現地における最終宿泊はホテル泊とし、その前日にはショッピングができる機会を設定すること。
- (8)事業を効果的に実施するため、参加者に対する事前及び事後の研修を企画し、本校において実施すること。なお、別途料金が発生する場合は、その料金を明示すること。
- (9)感染症への対応(現時点における入国・帰国時の条件や現地で感染症が発生した場合の対応、今後の対応変更の見通し等)について記載すること。
- (10)留学期間中、添乗員は、受託者が主体的に緊急事態やトラブル等の発生時に対応できる体制を確保し提示すること。

7 現地訪問校について

- (1) 現地で語学研修を実施する訪問校は1校とし、参加者全員が同一の学校において研修が実施できるよう配慮すること。
- (2) 訪問校における語学研修を本事業の主たる目的とし、留学の期間中継続した語学研修の受け入れが可能であること。
- (3) 訪問校の選定にあたっては、過去に同様の語学研修プログラムの実践実績があり、参加者に対して安全で効果的な語学研修の実施が担保される学校とすること。
- (4) 訪問校の学校名と所在地、学校規模、同様の企画の実績及び実現の可能性（確約、予定、候補の別）を明記すること。

8 宿泊施設（ホテル）について

安全、安心、衛生等が十分に確保され、教育旅行における宿泊施設としての適切な環境の確保に十分配慮された施設であること。

9 交通機関について

(1) 航空機

集合及び解散の起点となる国内空港とオーストラリア国内の滞在地直近の空港間は直行便の航空機を確保すること。なお、集合及び解散の起点は羽田空港又は成田空港のいずれかとする。

(2) その他

- ①オーストラリア国内における移動手段は、必要に応じて貸切バスを利用すること。
また、語学研修期間中はスクールバスを利用することが望ましい。公共交通機関やホストファミリーによる自家用車での送迎など、その他の交通手段を利用する場合は、参加者の動向の把握及び安全と安心が十分に担保できる手段とすること。
- ②自宅と集合及び解散の起点となる空港間の往復に係る費用は自己負担とし、旅行費用には含めない。

10 現地見学地について

- (1) オーストラリアの歴史や文化、自然や環境などを十分に感じることができ、高校生が見聞するに相応しい建築、施設、名所、史跡等であること。
- (2) 入場料や拝観料など別途料金が発生する場合は旅行費用に含めること。

11 個人情報の保護について

受託者は、業務の遂行にあたって、川口市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密は他人に漏らしてはならない。また、業務完了後においても同様とする。

12 各種保険の加入について

- (1) 荒天等による航空機の運休や行程の変更などに対応可能な旅行保険に加入すること。
- (2) 全行程における事故や怪我等に対応する傷害保険（救援者費用込み）及び施設設備等

の汚損・破損等に対応する損害保険に加入すること。

- (3) 感染症への罹患や校内及び現地におけるまん延状況の影響等による旅行のキャンセルや延泊、治療等に対応した保険に加入すること。また、当該保険を適用する場合の留意事項や条件（必要となる書類や手続き方法などを含む）等について明示した資料等を貼付すること。なお、感染症の両国内での位置づけや取り扱い状況が今後変化することが予想されることを鑑み、企画提案時における対応状況及び今後の見通しを踏まえた提案とすること。
- (4) 上記保険の加入に係る経費は旅行費とは別とする。

1 3 清算業務について

- (1) 旅行代金に係る支払いは、原則として清算払いとすること。
- (2) 清算払いとは、旅行業務がすべて完了した後に、旅行経費について清算し、その代金を学校に請求するものとする。
- (3) 学校は、その請求額に従って旅行代金を支払うものとする。
- (4) 支払いの請求書については、生徒分と教職員分を分けるものとする。

1 4 その他の条件について

- (1) 企画料金及び手数料等は旅行費用に含めること。
- (2) 感染症の感染者発生時の対応について、受託者としての対応計画や対応が困難である業務について具体的に提示すること。
- (3) 日本及びオーストラリア両国への出入国に係る費用及び支払い方法等の取扱いについて具体的に明記すること。